

表6 公費の不正執行又は手当等の不正受給に係る懲戒処分等の状況一覧(平成13年度)

(単位:人)

県市名	処分年月日	懲戒処分の種類				合計	訓告等	諭旨免職	処分理由
		免職	停職	減給	戒告				
青森	14. 1. 22		1			1		生徒会経費の不正流用	
宮城	13. 4. 19					0	(1)	出張旅費等の支給に係る延滞・不適切な保管等に対し、指導監督不行届としたもの。	
福島	13. 4. 19		1			1		職員クラブ費の不正流用及び教材費の不正会計処理	
栃木	13. 4. 13	1		(1)	(1)	1 (2)		修学旅行積立金や同窓会費を私的に流用	
栃木	14. 3. 19			1	1	2	5	旅費の不正支出及び旅費の不正受領	
群馬	13. 9. 14			1	1	2		物品購入等の不適切な執行、代金の未払い	
千葉	13. 8. 30	1		(2)		1 (2)		市の補助金及び学年積立金等の着服	
千葉	13. 11. 21	1				1	(1)	農産物の売上金の横領	
千葉	14. 2. 18					0	1 (1)	生徒徴集金の返金遅滞	
千葉	14. 3. 22		1			1	(1)	生徒会費の不正請求	
千葉	14. 3. 22		4			4		県事業費報償費の私印偽造、不正使用、私文書偽造、公金紛失	
東京	14. 3. 27			1		1		旅費の不正流用	
神奈川	13. 11. 2			(2)		0 (2)		事務職員の公金詐欺等に関する監督者責任	
神奈川	14. 1. 17			(1)		0 (1)		事務職員の公金詐欺等に関する監督者責任	
三重	13. 11. 8					0	(2)	事務職員の通勤手当の不正受給についての管理監督責任	
三重	14. 3. 25				1	1		部活動に係る生徒旅費を旅費以外の部活動費用へ流用した	
大阪	13. 12. 10				(2)	0 (2)		事務職員が学校徴収金などを着用し、私的用途に流用したことに対する監督責任	
兵庫	13. 12. 27		1			1		住居手当の不正受給	
鳥取	13. 10. 19					0	1	PTA会計の不適切な管理による学校の混乱	
岡山	13. 11. 16	1			(1)	1 (1)		教材費購入に係る領収書を偽造し、学年会計から詐欺した	
香川	14. 3. 28			(1)	(7)	0 (8)	(9)	香川県庁消費生活協同組合等に対する預け金等の不正経理の監督責任	
札幌市	13. 5. 25				(2)	0 (2)	(1)	入学時、学用品代徴収金、PTA会費、同窓会費、積立金を横領した教員の監督責任	
札幌市	13. 6. 19	1				1		入学時、学用品代徴収金、PTA会費、同窓会費、積立金を横領	
仙台市	13. 7. 31					0	1	前任の県立高校の百周年記念事業費の不正支出	
千葉市	14. 2. 27					0	1 (1)	通勤手当の不適切な受給	
千葉市	14. 3. 20					0	9	旅費、日当り不適切な執行	
川崎市	13. 8. 30					0	2	扶養手当の不正受給	
合計		5	8	3 (7)	3 (13)	19 (20)	19 (17)	1	

(注) ()内は、監督責任(事務職員等に係るものも含む。)により懲戒処分等を受けた者の数で外数である。